

令和5年6月6日

様

参議院事務局庶務部文書課

事務連絡

御提出いただいた開示申出書において、「「参議院インターネット審議中継の規定は、議会運営委員会理事会にて定められています。理事会での議事録は公開されておきませんので、回答としましては以上となります」との回答を同日頂戴しました。」と記載いただいております。

本院広報課に問い合わせたところ、従前より、同種の御質問に対して記載された内容の回答を行っていたことを確認いたしました。この回答中の「理事会での議事録は公開されておきません」の部分は、より正確に記述するなら、不開示通知書と同様に、「理事会の議事録は作成しておらず、保有していないことから、公開されていない」とすべきところでした。広報課にはその旨を指摘し、再発防止を徹底いたしますので、御理解いただければ幸いです。

(本件に関する連絡先)

参議院事務局庶務部文書課内 情報公開閲覧室

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

電話番号：03-3581-3111

(内線74007～74010)